



自転車月間



令和8年5月1日(金)～5月31日(日)

自転車の安全利用のための交通ルールの周知と遵守を進めるため、毎年5月は「自転車月間」として定められており、全国一斉で自転車の基本的なルールの周知徹底や、自転車の交通秩序の実現等を目的とした取組等が実施されています。

～自転車を安全に利用するために～

1 自転車の交通違反に交通反則通告制度が適用

～令和8年4月1日から導入～

16歳以上の自転車をはじめとする軽車両の交通違反者に対し、自動車等と同様に「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。

こんな違反は反則金の対象です！

対象となる違反は113種類

<p>ながらスマホ</p> <p>反則金 12,000円</p>	<p>信号無視</p> <p>反則金 6,000円</p>	<p>通行区分違反</p> <p>反則金 6,000円</p>	<p>一時不停止</p> <p>イヤホンの使用 (必要な音が聞こえないなどの場合)</p> <p>反則金 5,000円</p>	<p>並進・二人乗り</p> <p>反則金 3,000円</p>
----------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	---	----------------------------------

2 自転車の交通ルール・マナーの遵守

「自転車安全利用五則」を守りましょう!!

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全運転
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

大人もヘルメット



「シェア・ザ・ロード」の精神で、歩行者・自転車・自動車等がお互いの立場を思いやり、安全・快適に道路を共有しましょう。

